3. 復興までの道筋

1) 各時期におけるビジョン	· · · P30
2)短期・中期・長期の3段階による復興イメー	ージ
	· · · P31
3)今後の復興イメージ	· · · P32
3-1 短期ビジョン(平成26年3月まで)~	震災より3年~
	· · · P33
3-2 中期ビジョン(平成28年3月まで)~	震災より5年~
	· · · P34
3-3 長期ビジョン(平成33年3月まで)~	震災より 10 年~
	• • • P35

- 3. 復興までの道筋
- 1) 各時期におけるビジョン

【短期ビジョン】

震災より3年 (~平成26年3月)

緊急復旧期

【中期ビジョン】

震災より5年 (~平成28年3月) 復旧実現期

【長期ビジョン】

震災より 10 年 (~平成33 年3月) 本格復興期

【避難先での生活を早急に改善】

・今の多くの不安の軽減や解決を図ります。

健康管理の徹底、賠償の早期実現、事業再開と就労の 支援、借上・仮設住宅等の入居期間の確保、避難先自 治体との連携、交流機会の創出、教育環境充実等。

・町外で集まって暮らせる「町外コミュニティ」を整備 します。復興公営住宅の整備、生活関連サービスや商 業機能の充実。

······▶ その上で、ふるさとの再生にも着手

- ・低放射線量の地域等における、放射線管理、除染 活動、インフラの復旧・整備等の先行実施
- ・雇用の場、産業集積の国家プロジェクトの推進
- ・ 希望者の低線量地域への帰町を実現

【すべての町民の生活安定を実現】

・町外でも安心して暮らせる環境を整えます。

「町外コミュニティ」の充実、就労の場を確保、 県外や県内各地域居住の支援。

······▶ その上で、ふるさとの再生も本格化

・更なる除染やインフラの復旧・整備、町内での住宅 整備を進展させ、より多くの希望者が帰町できる環 境を整備

【すべての町民の幸せな暮らしの実現】

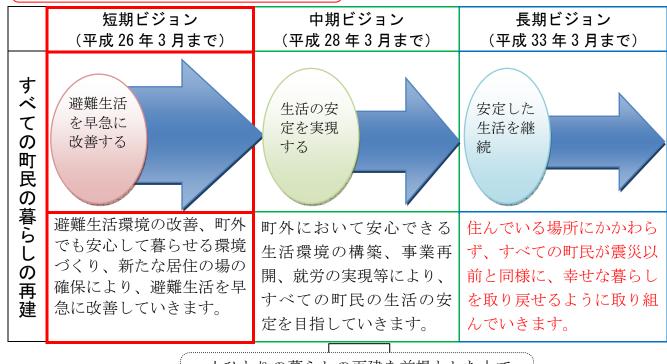
住んでいる場所にかかわらず、すべての町民が震災以前と同様に、幸せな暮らしを取り戻せるようにします。

・・・・・・ その上で、ふるさとの再生を実現

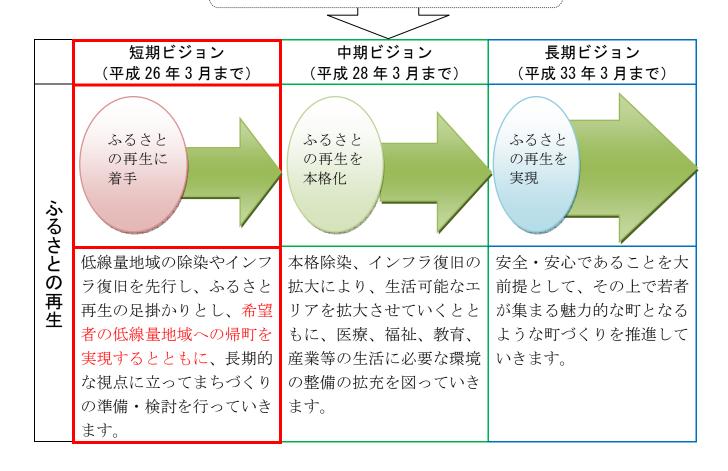
・森林の継続的な除染、既存産業の再生、新たな産業の集積等による雇用の場の確保、医療福祉環境の充実、高度な教育環境の実現等、震災以前より暮らしやすく、若者が集まる元気な浪江町を実現

2) 短期・中期・長期の3段階による復興イメージ

短期(震災から3年)を特に重点化

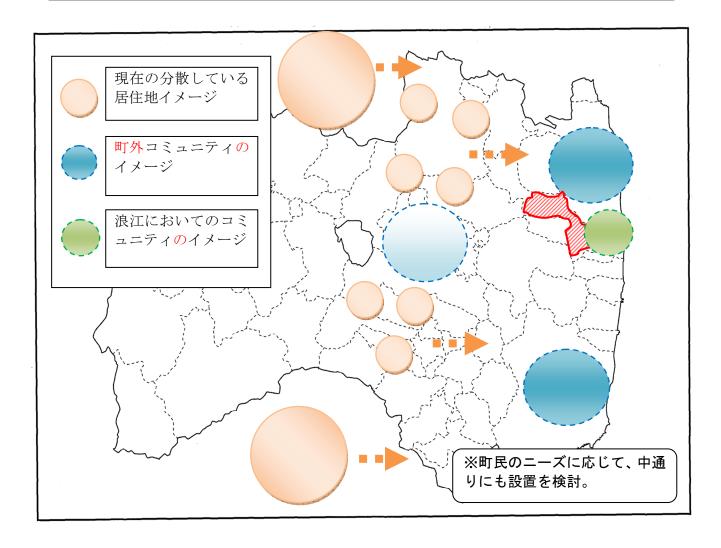


一人ひとりの暮らしの再建を前提とした上で、 ふるさとの再生にも着手していきます。



3) 今後の復興イメージ

- ①分散している避難状況を改善するために、集約した「町外コミュニティ」で誰もが 安心して暮らせるようにしていきます。
- ②その上で、ふるさとなみえの再生も進め、浪江町に帰町できるような環境を整えていきます。



- ・町外コミュニティの場所については<u>あくまで仮のイメージです。</u>今後、町民の意向を反映 させ選定していきます。
- ・ のそれぞれの場所での暮らしが選択できるよう取り組んでいきます

3-1 短期ビジョン(平成26年3月まで)~震災より3年~

一人ひとりの暮らしの再建に向け、震災発生から当面の3年間を特に重視し、 この3年で以下の目標を実現していきます。

一人ひとりの暮らしの再建のための短期目標

・「避難先での生活を早急に改善」

・・・・・・ その上で、ふるさとの再生に関する短期目標

・「低線量地域を先行した除染や復旧による、ふるさと復旧・ 復興拠点の確保、希望者の低線量地域への帰町の実現」

現在の住み慣れた我が家を離れての避難生活は、かつての生活水準とはかけ離れたもので、様々な生活不安を抱えています。

暮らしの再建への道のりは困難を極めますが、短期ビジョンにおいては以下の目標を掲げ、避難期における生活水準の向上を図ります。

【乗り越えるべき課題】

- 放射線不安、健康不安の解消
- ・生活基盤の確保と将来の生活不安の解消
- ・現在の生活環境の改善
- ・避難先の違いによって生じる不利益の解消
- ・町民同士の繋がりを断ち切らない

【避難先での生活の早急な改善】

- ①健康管理の強化と徹底 ・・・P39
- ②損害対策の充実 ・・・P40
- ③町外でのコミュニティづくり、住まいの改善・・・P41
- ④事業再開や就労支援による働ける場の確保 ・・・P42
- ⑤避難先自治体との連携の強化 ・・・P43
- ⑥町民と町民・ふるさとを繋ぐ"絆"の維持 · · · P43
- ⑦子どもたちを支える教育環境の充実 ・・・P4

並行して、

中・長期的に 実施する取組 みの準備・検 討・先行実施 を図る

······→ その上で、ふるさとの再生にも着手

- ①徹底した放射線管理と低線量地域等での先行除染実施 ・・・P45
- ②低線量地域等におけるインフラの先行復旧・整備・・・・P46
- ③ふるさと再生のための国家プロジェクトの推進・・・・P48

3-2 中期ビジョン(平成28年3月まで)~震災より5年~

町外で避難している町民の、避難先での生活を安定できるようにします。 また、ふるさとの再生に関しても、復旧・復興を確実に進展させていきます。

一人ひとりの暮らしの再建のための中期目標

・「すべての町民の生活安定を実現」する

・「安心できる生活圏の確保、本格的なまちづくりの実現」

中期ビジョンにおいては、短期ビジョンにおいて実現させる賠償に関する最終的な指針などにより、現在のような先行きが見えない状態を改善し、選択できる環境を整え、町民が苦しむことなく生活の選択ができる状態を目指します。

- ・町外で生活する町民でも安定した生活が可能とする
- ・町内外の復興公営住宅で安定した生活が可能とする
- ・浪江町内の一部地域で自宅等での安心した生活が可能とする

【転換期となる時期】

町外でのコミュニティづくりを本格化させ、より多くの町民が集まって 暮らせる環境を整え、町外でも安心して暮らせる環境を実現します。

ふるさとの再生に向けては、短期から着手した除染、インフラ復旧を進展させるほか、新たなまちづくりを本格化させ、帰町を希望するより多くの方々が町で暮らせるようにしていきます。



【目標実現のための主要な取組み】

- 1)「すべての町民の暮らしの再建」
- ①町外のコミュニティ充実、暮らしの安定 ・・・P49
- ②町外での事業再開、就労支援 ・・・P50
- 2)「ふるさとなみえの再生」
- ①本格除染の拡大、山林除染の本格実施 ・・・P51
- ②インフラ・交通網の復旧・整備、津波被災地対策 ・・・ P52
- ③産業の復興 ・・・P53
- ④町内における生活関連サービスの回復 ・・・P54
- ⑤ふるさとでの魅力ある教育環境の整備・・・・P54

3-3 長期ビジョン(平成33年3月まで)~震災より10年~

すべての町民が、それぞれの安定した生活の場において元の幸せな暮らしを 取り戻しているとともに、悲惨な災害を後世に伝え、また災害を通して得た相 互扶助の精神により社会貢献を果たしています。

また、浪江町では安全性が高まるとともに、新しいまちづくりが行われ、産 業が集積し、多くの若い世代が集まる町となっています。新しさと大切に引き 継がれた伝統が共存し、災害対策の拠点として、魅力ある浪江町を次代へと引 き継いでいきます。

一人ひとりの暮らしの再建のための長期目標

- 「すべての町民の幸せな暮らしの実現」
 - ・・・・・ その上で、ふるさとの再生に関する長期目標
 - 「震災以前よりも暮らしやすく、若者が集まる元気なふるさと」

長期ビジョンにおいては、震災期の浪江町民の全てが、浪江町民としての アイデンティティを持ちながら、震災による生活不安が解消された状態で、 それぞれの人生を歩んでいけるようにしていきます。

10年後のふるさとなみえが、震災以前の活気を取り戻すと同時に、若い世 代にも住みたいと感じられる魅力あふれるまちを目指します。

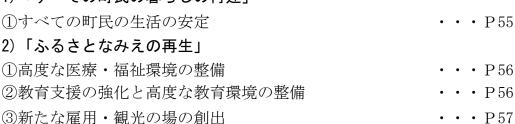
【乗り越えるべき課題】

- ・町外に居住する町民と帰町した町民の公平性の担保
- 放射性物質による健康不安に対する安全性の担保
- ・人口の確保
- ・雇用の場の確保
- ・次世代の育成

【目標実現のための主要な取組み】

- 1)「すべての町民の暮らしの再建」

- ③新たな雇用・観光の場の創出
- ④町全域における除染活動の実施
- ⑤公共サービスの完全復旧と新たなサービス展開
- ⑥災害研究施設の誘致・建設と他地域への貢献



• • P 57

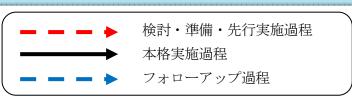
4. 復興ビジョンに基づく 復興計画での取組みの方向性

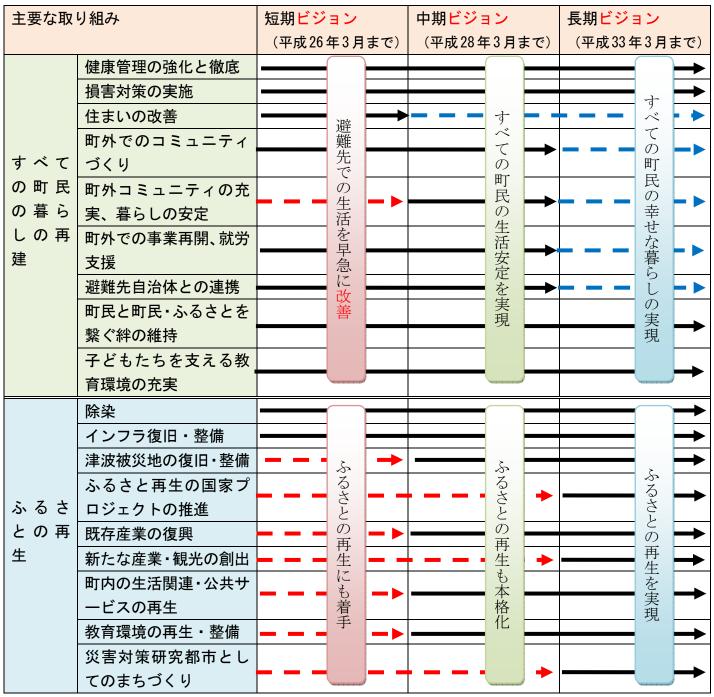
主要な取組みの工程	P38
短期ビジョンにおける主要な取組み(平成 26 年 3 月	(まで)
	· · · P39
中期ビジョンにおける取組み(平成28年3月まで)	
	· · · P49
長期ビジョンにおける取組み(平成33年3月まで)	
	· · · P55

4. 復興ビジョンに基づく復興計画での取組みの方向性

- ・復興に向けた具体的な内容は、復興計画で検討することになりますが、復興ビジョンの検討過程に おいて、取組みの方向性が明らかになっています。復興計画の策定を待たずに実行できるものは実 行するとともに、速やかに復興計画を策定し、計画的かつ具体的な展開を図ることが必要です。
- ・以下において「短期」「中期」「長期」における主要な取組みについて示します。

主要な取組みの工程





短期ビジョンにおける主要な取組み(平成26年3月まで)

1)「一人ひとりの暮らしの再建」に向けた取組み

【短期】

① 健康管理の強化と徹底

浪江町民は避難経路の問題、避難期間の長期化により、放射線による健康影響に対する不安、精神的不安、生活習慣病の悪化が懸念されています。 町民の命を守るため、法制度など国全体で被災者を守る仕組みが不可欠です。

○全町民の放射線による健康被害の未然防止、健康不安の軽減

「取組み例:以下標記省略〕

- ・町民の命を守る健康管理、医療保障の法制化実現
- ・生涯にわたる健康管理のための手帳の作成
- ・ 県外避難者の検査機会の確保 (国・県へ強力に要請)
- ・内部被ばく検査測定器の導入と検査の実施
- 甲状腺検査の継続的実施
- ・健診における放射線影響に関する検査項目の実施
- 専門家による健康管理相談機会の充実

○放射線に対する理解の向上~敵を知り、対処する~

- ・全世帯に対する放射線量計の配布
- ・放射線に対する科学的な見解の周知(多様な見解を尊重)
- ・放射線や原発事故を理解するための学習会の開催(子育て世代を特に重視)
- ・役場内への専門的な人材の配置
- ・食品検査体制の整備、充実
- ・国全体での放射線に関する教育の実施、風評被害や差別、いじめ問題 の根本的な解消を図っていくよう、国に対して要請

〇避難生活に伴う健康悪化の防止

- 健康指導体制の強化、確立
- ・メンタルケアの継続的な実施、充実
- ・健康のための運動、体操の実施
- ・食生活改善の啓発活動等を実施
- ・生きがいづくりによる健康的で文化的な生活の確保

② 損害対策の充実

損害賠償の内容(財産、精神的損害など)が不十分かつ不透明であるほか、 賠償の早期打ち切りなどの懸念があります。

国と東京電力に責任ある対応を求めるとともに、健康で文化的な生活を取り 戻すため、賠償で対応できない部分は支援制度の整備を求めるほか、町民を 支えるための町の取組み強化が必要です。

〇被害実態に対応した賠償指針の実現

- ・早期の賠償基準の明示・充実
- ・実際の損害に見合う財物賠償の確保~再調達価格が基本~
- ・多岐にわたる精神的損害に対応する内容の見直し
- ・暮らしの原状が回復しないことに対する賠償の確保、長期賠償の要求
- ・被災者に対する見舞金の支払い要求
- ・除染や行政経費に関する賠償の確保

○賠償の平等性の確保

- ・戻れない町民が不利益にならない賠償の確保
- ・戻る町民が戻った後に不利益にならない賠償の確保
- ・事業再開、勤務再開者の負担努力に対する賠償の確保

〇町民の賠償手続き負担の軽減

- ・集団訴訟に対する支援の実施
- 町が主体となった賠償手続きのサポート体制の充実
- ・近隣町村との取組み連携の強化
- ・東京電力に対するきめ細やかな対応の要求(様式簡素化、個別説明)

○原発事故被災者支援の法制化

- ・被災者の生活再建のための特別法の制定要請
- ・賠償で対応しきれない部分に対する法的な政府支援の確保

>③ 町外でのコミュニティづくり、住まいの改善

28箇所に分散し狭く不便な仮設住宅、孤立する借上住宅、先行きの不安な 入居可能期間など、安心して住むことができる環境の確保、コミュニティの 再建が早急に必要になっています。

○総合的な町外コミュニティの整備~再び集まって暮らせる環境の確保~

- ・町外における魅力ある復興公営住宅街の整備
- ・町民の意向を踏まえた候補地域の選定(複数地域も視野に)
- ・商業、医療、福祉、教育、行政など多様なサービスの確保とサービスの 担い手への支援
- ・行政区など地域コミュニティを重視し、町民の希望に沿ったコミュニ ティの配置
- ・安心して暮らすことできる放射線対策~居住地区全体の低線量化~
- ・複数町村が連携し、国県による大規模かつ確実な設置を強力に要請

○仮設住宅での居住環境改善

- ・不具合箇所の修繕実施
- 放射線量の把握、高線量箇所での対策実施
- ・仮設住宅等と各種施設を結ぶ交通手段の充実

〇借上住宅や公営住宅での居住環境の改善

- ・災害が収束するまでの継続入居の要請
- ・転居が可能となるよう、借上住宅制度の柔軟な運用を県へ要望
- ・見回り等、孤立防止対策を実施

(4) 事業再開や就労支援による働ける場の確保

仕事をしていた多くの町民が、仕事の場を失っています。暮らしの再建を果たすには、仕事をしたい人が仕事ができる環境が必要です。

企業は町民の雇用の場を確保し、町の経済を担う公的な一面もあります。先 進的な取組みを行っている自治体と同様に、浪江町でも地域経営の観点から 主体的な事業所支援(事業再開・事業継続)に取り組むことが必要です。

〇事業再開・事業継続の支援

- ・町が主体となった事業継続・再開支援の実施
- ・国や県制度の積極的な情報把握、商工会及び企業に対する情報提供
- ・国や県制度の積極活用(中小企業基盤整備機構事業、県補助事業)
- 事業再開、事業継続のための勉強会開催支援
- ・商店街の復興事業支援の実施(商店街コミュニティの継続)
- ・コミュニティビジネス創出支援の実施
- ・事業再開・事業継続に取り組む経営者の情報発信、紹介による支援
- ・他地域でも事業再開が果たせるよう支援範囲の拡大を国、県に要望
- ・NPOや事業者、まちづくり団体などの復旧・復興活動支援による働く 場の確保

○仕事ができる環境づくり、就業支援

- ・ハローワーク、県等との連携強化
- ・国、県が実施する就労セミナー、相談機会の情報提供
- ・就労に関する相談、カウンセリング、セミナーの実施
- ・就労意欲の向上支援(就労再開に関する町民情報の発信、共有など)
- ・国、県と連携した資格取得の支援強化

○技能を活かす環境づくり

- ・他地域での農林水産業従事の支援
- ・生涯学習などの機会づくりによる技能の発揮と継承

> ⑤ 避難先自治体との連携の強化

町民が県内全域、各都道府県に分散しているため、浪江町役場だけは十分な 行政サービスが提供できない状況にあります。

避難が長期化する中、中長期的に安心して他地域で住むことができるよう制度の整備・運用強化も必要となっています。

〇避難先自治体との行政サービス連携

- ・原発避難者特例法に基づく避難先での行政サービスの提供
- ・避難情報の適切な把握と共有、避難先自治体との連携強化
- ・避難先自治体支援制度の充実要請
- ・自治体連携にとどまらず、他自治体で充実した行政サービスを受ける ための「二重住民票」制度の要請

〇各種団体と連携した避難生活支援の実施

- ・避難先の商工会、町内会、NPO等の各種団体と連携を強化
- ・情報提供・発信、就労支援、高齢者の見守り、子育て支援、コミュニティの維持や絆づくりなど避難生活支援の充実

>⑥ 町民と町民・ふるさとを繋ぐ"絆"の維持

分散を余儀なくされたことにより、多くの町民は孤立感や不安を抱きながら生活しています。「町民があってこそ」「町民がつながり、支え合ってこそ」町は存在します。こころを繋ぐために、町民同士、町民と町、町民と避難先の方々との絆を深めていくことが必要です。

○避難先における新たなコミュニティづくり

- ・県内外でのコミュニティづくり、活動支援
- 新たなコミュニティ同士のネットワークづくりの実施
- ・行政の窓口としての自治会の役割の見直し、強化

○浪江町の行政区活動の促進・支援

- ・行政区長の在り方の見直し(町民との絆を中心とした役割の強化)、それを踏まえた上での行政区長の継続
- ・行政区などの浪江町の地域コミュニティ活動の促進、支援

〇町民のこころをつなぐ取組みの強化

- 「浪江のこころ通信」等の町民の心を繋ぐ取組みのさらなる強化
- ・避難先における、町民が気軽に交流できる場の創出

- ・県内外での被災者支援を行うための支援体制の構築
- ・専門家やNPOの協力による町民活動の支援

○伝統文化等の継承、発展、触れる機会の創出~心のふるさとづくり~

- ・築き上げてきた伝統文化や伝統的工芸品、浪江ブランドの継承、発展 に対する支援
- ・多くの人が伝統文化に触れる機会の創出

〇ふるさと浪江に接する機会の創出

- ・容易に一時帰宅できるような制度構築の国への要請
- 一時帰宅手続きの簡便化の国への要請
- ・町内の現在の様子が把握できるような浪江町の映像等の配信

> ⑦ 子どもたちを支える教育環境の充実

原発事故の最大の被害者は子どもたちです。家族や友人との離別、学習環境の変化、放射線への不安など様々な不安を抱えており、子どもたちの今を支えていくことが必要になっています。

〇子どもたちのこころの絆・支えの強化

- ・震災当時の学年や学校単位による通信の発行支援
- ・学校、クラス活動等に対する支援の強化(連絡先名簿の作成支援など)
- 子どもたちが定期的に集まる機会の創出
- ・浪江町の現状を知る機会の創出
- ・被災児童、生徒に配慮した上での、アンケートの継続的な実施

〇町立小中学校の機能強化

- ・町立小中学校の放射線モニタリングの強化、さらなる線量低下策の実施
- ・浪江町民のみんなの学校としての情報発信の支援
- ・復興公営住宅街などの検討にあわせた今後の町立小中学校のあり方の検討

〇未来を拓く学習環境支援の充実

- ・原発事故のハンデを補う学習支援の強化 (通信教育や学習塾受講支援、奨学金、留学支援など)
- ・県内外における学習支援活動の活用
- ・町独自の教育支援制度の検討

> ① 徹底した放射線管理と低線量地域等での先行除染実施

地域の現況を理解するためには、放射線量の把握が不可欠です。

さらに、広範囲の汚染、深く険しい山林、水源の汚染、汚染地域からの再飛散など厳しい汚染状況があるため、山林除染方策、除染技術の確立、安心できる線量の目標、飲料水や農業用水の安全確保などの対策実施が必要です。

一方、町内の低線量地区については、県内でも既に低い水準にあることから、 徹底した除染を先行して進めるなどの放射線対策の実施が必要です。

〇モニタリングの詳細実施、放射線量マップの公表

- ・地目別、地域別の詳細モニタリングの実施要請
- ・町民や専門業者との協働による町による線量の把握
- ・放射線量マップ等による情報発信の実施
- ・町内の放射線量をリアルタイムで監視、情報発信できる体制の整備

○国の除染計画・除染取組みに対する町民意向の反映

- ・国による計画策定、事業実施に際する協議参画による町民意向の反映
- ・線量分布、土地利用、地形等を考慮した優先順位、除染方法の決定
- ・除染モデル事業の評価に基づく、適切な手法での実施要請
- 除染スケジュールの分かりやすい公表
- ・適切な除染が確保できる町独自の監視体制の構築

○除染に対する課題の把握と国に対する実施要請

- ・安心して帰宅できる線量水準の確保(国基準によらない)
- ・町民の判断の前提となる線量低減スケジュールの国への明示要請
- ・水源の徹底的なモニタリング[※]、万が一のための浄水処理など徹底した 安全確保策の実施(※現時点では上水道水源からは未検出)
- ・安心確保のための面的な除染(水田、畑、山林)の実施
- ・高線量地域からの再汚染防止対策の実施、農業用水の汚染防止措置
- ・急峻かつ高線量な森林に対する、確実な除染の実施
- ・除染など放射線の総合対策の規定の充実を国に要請
- 研究機関と協力した山林除染の具体的なプログラムの策定と、国に対し する実現の要請

〇放射性廃棄物の適切な仮置き、処分

- ・地域との協議を踏まえた町内仮置き場の確保と設置
- ・仮置き場設置に際する周辺汚染の徹底的な防止
- ・町内仮置き場に仮置きされる放射性廃棄物の量を減らすための減容化施 設の早期整備
- ・国が行う仮置き場モニタリングに対する町独自の監視強化
- ・地域住民、双葉郡8町村、国、県との協議を踏まえた、中間貯蔵施設の 建設の是非、場所、あり方等の早期決定
- ・仮置きの長期化防止のための、放射性廃棄物の中間<mark>貯蔵</mark>施設への早期移動の実現
- ・国の責任による最終処分場の県外設置の法令化、その確実な実施

> ② 低線量地域等におけるインフラの先行復旧・整備

地震と津波により、上下水道、道路、電気、電話等の社会基盤(インフラ)が 大幅に損傷しており、大規模な復旧工事が必要な状況です。

町では、町内の損害状況の把握に着手するとともに、低線量地区及び主要部分から優先的に復旧工事に着手することが必要です。

また、除染・復旧後の地域で生活を行うためには、原子炉の安全確保、事故発 生時の対策、生活関連サービスの確保が不可欠です。

〇インフラの被害調査の実施・復旧計画の策定

- 上下水道、町管理道路、町管理施設の損壊状況調査の実施
- 効果的、効率的な復旧工事を行うための復旧計画の策定
- ・除染計画と連携した低線量地域の優先復旧の実施
- ・大柿ダム等の農業インフラの早期復旧に向けた要請
- ・請戸漁港の早期復旧に向けた着手の要請
- ・NPOや事業者、まちづくり団体などとの協働による復旧・復興活動推進 ※上水道の安全性確保は放射線対策の項目で記載

〇広域的なインフラの整備・調整

- ・下水汚泥処理、ごみ焼却炉等の広域圏施設の復旧・再整備促進
- ・復旧を加速させるために町が積極的に調整に参画
- ・国、県に対し、町村での対応が困難な事業の代行実施の要請

〇まちづくり計画の策定・推進と住まいの整備

- ・低線量地域を優先活用した新たなまちづくり計画の策定
- ・土地の再編が可能となる特区制度の導入
- ・公的な土地利用を可能とする、土地の賃貸借及び買取り機構の創設
- ・町内低線量地区における復興公営住宅の整備検討・着手
- ・放置に伴う住宅損傷に対する補修の支援確保

○津波被災地域の整備計画の策定

- ・防波堤の強化、道路等を活用した二重防波堤の検討
- ・流出住宅に替わる住居の確保(町内住宅、町外住宅等)
- ・地域との協議を踏まえた被災地の土地利用計画の策定(既存住宅地、高台等)
- ・策定に際する地域住民の意向の把握、協議の実施

○主要交通網の確保

- ・除染、復旧、復興、避難道の観点による地域の主要交通網の早急な開通、 安全確保策の実現(常磐自動車道、国道6号、国道114号等)
- ・地域との協議を踏まえた被災地の土地利用計画の策定
- ・地域の交通の要であるIR常磐線の早期復旧の実現

○福島第一原子力発電所の廃炉に向けた安全強化と避難方策確保

- 損傷した原子炉の事故前水準での安全性確保
- ・再地震の不安に対する耐震性の早急な確立
- 早急かつ徹底的な放射性物質の外部放出の抑制
- ・リスク対応の観点に基づく再事故発生時の避難路及び避難方策の確保

〇医療、福祉、教育、商業施設等の再開支援

- ・先行帰町の見通しが立った場合における各種再開支援方策の実施
- ・医療、福祉機関、商業施設など生活サービスの確保のための、強力な再 開支援の実施
- ・関係教育機関の徹底的な除染、再開準備(再開に際しては町民の意向を踏まえた上で検討)

〇美しいふるさとの維持

- ・環境美化、火災防止の観点に基づく除草等の実施
- ・放射線対策を踏まえた、地域団体による環境美化活動に対する支援実施
- ・町内観測カメラの設置や、県警や消防などと協力した見回り体制の強化 による防犯・防火活動の実施

▶③ ふるさと再生のための国家プロジェクトの推進

放射線量の対策、原子炉の安全強化、インフラの復旧、生活サービスの再開などがなされたとしても、魅力ある雇用の場がなければ、多くの町民が希望を持って生活することは困難です。大規模な雇用の場を確保するため、国や県と連携した産業集積を図っていくことが必要です。

〇戦略的な産業集積の誘導

- ・大規模な産業集積を可能とするための、国及び県が策定する再生計画策 定に対する積極的な参画
- ・長期的な雇用の場の確保のための、将来性の高い産業の優先的な誘導 (例:再生可能エネルギー、蓄電池など高付加価値企業の集積)
- ・企業誘致に留まらない、研究機関を含めた産業集積の要請

○災害対策研究都市構想の推進

- ・甚大な被災経験の永続的な継承
- ・自然災害や原子力災害に対する災害対策研究拠点施設設置の要請

中期**ビジョン**における取組み (平成 28 年 3 月まで)

1)「すべての町民の暮らしの再建」に向けた取組み

【中期】

【本項目での大前提~短期で生活再建の基盤づくりを達成】

短期において、健康、賠償、住まい、雇用等、避難生活環境を早急に改善し、 暮らしの再建に向けた基盤づくりを実現します。

そのうえで、中期ビジョンにおいては短期ビジョンでの取り組みを継続、または取組みの拡充を図り、暮らしの再建を実現し、すべての町民が安定した 生活を送れる環境を構築することを目標とします。

> ① 町外コミュニティの充実、暮らしの安定

震災発生から5年が経過し、町外でも質の高い暮らしができることが求められます。短期において整備が始まった町外コミュニティの充実、事業再開・継続、就業・就労といった生活の安定方策が必要です。

〇町外コミュニティの充実

- ・短期で整備が始まった町外コミュニティへの本格的な移転
- ・ 医療、福祉、教育等の公的サービスの充実
- 生活の場における行政区単位でのコミュニティ活動の再開
- ・県外住宅、借上住宅からの移転希望者への支援

○県外、県内各地での安定的な居住の支援

- ・県外、県内各地での広域的な自治会によるつながり強化の支援
- ・短期**ビジョン**で実現を目指す「二重住民票」の取組みによる、他市町村 でのより充実した行政サービスの実現

② 町外での事業再開、就労支援

町外コミュニティの整備により事業再開環境が整う一方で、震災から時間が 経過することに伴い、再開が困難になることが懸念されます。また長期的に 事業を継続するには事業内容の充実が必要です。

新たな雇用の場の整備により雇用環境も整っていく一方で、新たな就職先で の仕事に対する懸念もあり、不安なく就職できる支援策が必要となります。

○町外での事業継続・事業再開の支援

- ・町外コミュニティでの事業継続や再開の支援、商圏の再形成の実現
- ・町外での厳しい経営環境にある経営者に対する、国や県、商工会と連携 した、町が主体となっての事業再建支援の実施

〇就業・就労支援の強化

- ・町外コミュニティでの居住を可能にするための、通勤圏における雇用確保の強化
- ・安定的な生活を確保するための、国や県と連携した就業・就労支援の強化
- ・被災者に対応した職業訓練の実施、就職相談・就職支援策の強化

① 本格除染の拡大、山林除染の本格実施

安全で安心できるふるさととしていくため、除染区域の拡大、徹底した実施 を進めるとともに、長期的な課題となっている山林についても本格的な除染 の実施が必要です。

~放射線管理及び除染の基本的な進め方は短期ビジョンと同様に実施~

○放射線管理の継続

- ・除染未実施区域、除染実施済区域の双方における詳細な線量調査の継続 実施
- ・空中飛散線量、水源や水道水の放射線量、土壌放射線量など他分野にわたる把握の継続
- ・万が一、水道の水源汚染が把握された場合に備え、複数の水源地を整備 し、より安心できる体制の整備
- ・除染後農地の再汚染防止のための、農業用水の浄化対策の実施

〇本格除染の拡大

- ・除染未実施区域の本格除染実施
- ・除染終了地域における、ホットスポット調査、集中除染による安全性の さらなる向上

〇山林除染の本格実施

- 放射線対策を講じた最先端の林業作業機器の導入による作業の効率化
- ・急峻傾斜地での林業機器の導入
- ・専門的な指導、治山計画を踏まえた計画的、長期的な除染の実施
- ・伐採~土壌除染~再植樹といった段階を踏まえた除染の実施
- ・排出木材の木質バイオマス発電による伐採木材の有効活用
- ・端材や土壌等のセシウム分離処理、減容化施設での処理実施

②インフラ・交通網の復旧・整備、津波被災地対策

大規模な災害のため、インフラ復旧も早期に終えることが必要であるほか、 物流や人の交流を支え、避難道としての機能もある交通網の早期整備も必要 です。また、甚大な被害を受けた津波被災地の対策も本格化させることが必 要です。

〇生活基盤の復旧整備

・短期で完了できなかったインフラの復旧や整備を進め、町内でより不自 由なく暮らせる環境の整備

〇住まい・まちづくりの推進

- ・ 弾力的な土地利用を可能とする特区制度を活用した新たなまちづくりの 推進
- ・町内低線量地区における復興公営住宅の整備推進
- ・放置に伴う住宅損傷に対する補修の支援確保
- ・町内低線量地区における復興住宅(個人所有)の整備

○広域交通網の整備・高規格化、公共交通の確保

- ・物流や交流の基盤であり、避難道として、また浪江町と避難先とを繋ぐ 連絡線として必須となる国道6号、国道114号、国道288号等の放 射線遮蔽の完了と高規格化の推進
- ・復興のための物流や人の流れを加速するための、JR常磐線の完全復旧、 ダイヤ等の利便性向上や高速化の推進

○津波被災地域の復旧・整備

- 短期において検討する「津波被災地域の整備計画」に基づき事業実施
- ・流出住宅に替わる住居の確保(町内住宅地・高台、町外住宅等)
- ・防波堤、道路等を活用した二重防波堤の整備推進
- ・短期において検討する、地域意向を踏まえた「津波被災地の土地利用計画」の実施

③ 産業の復興

放射能汚染により農林水産業は壊滅的な状況にあるほか、地域の主要な雇用 先であった発電所の廃炉、町内主要企業の移転など、町内の産業は非常に厳 しい状況が想定されます。ふるさとの再生のためには、中期においてしっか りとした雇用の場を確立していくことが必要です。

〇農業の再建

- ・国県の協力に基づき、土壌の放射線量の詳細調査を継続実施
- ・津波被災地域における土地利用計画を踏まえたうえでの除塩の実施
- 安全性や信頼性が確保されるまでの対応策の実施
 - 例) 安全性を重視した、土地利用型作物としてバイオマス作物の生産 花卉類の生産再開、生産支援

施設園芸による汚染されていない土地や水を活用した栽培

- ・安全性が担保された農地から食用作物の耕作再開
- ・安全な農作物等を作るための生産工程、点検、評価の仕組みの構築
- ・農作物の放射線全量検査施設の導入
- ・ 放射性物質の食品検査機器の整備
- ・全国団体等と連携した農産物の安全性発信

○漁業インフラの再生

- ・ 請戸漁港の復旧事業の促進
- ・漁業者の意見を踏まえた漁業の継続方策の検討
- ・町民の意向を踏まえた、やな場など内水面漁業インフラの復旧の実施

〇森林資源の活用・林業の再生

- ・山林除染活動に伴う伐採、植樹の産業化
- ・伐採木材等を木質バイオマス発電として活用(放射性物質の飛散防止策)
- ・低汚染・利用可能木材のエコ製品の製造検討

〇町内における事業再開と企業誘致

- ・福島復興再生特別措置法に基づくさらなる特区制度の導入 (税制優遇、補助金等の重点措置、新エネ、医療、福祉特区など)
- ・町内立地企業の事業再開に向けた強力な支援・働きかけ(短期より継続)
- 町内中小企業に対する新制度や各種制度の事業再開支援
- ・国の重点整備方針、県の誘導支援と連携した新産業の集積

④ 町内における生活関連サービスの回復

町内においても安定した生活が可能となるように、生活環境を向上させると同時に、生活関連サービスを充実していく必要があります。

〇商店街の再開支援

- ・民間による生活関連サービス確保のための商店街支援の強化
- ・商工団体と連携した空き店舗を活用したチャレンジショップの開設
- ・地元商業施設の再開に対する支援強化
- ・全国の商店街とタイアップした復興イベントの実施
- ・体験型の職業実習を通じて「職」に興味をもってもらう活動の実施

〇医療、福祉等の再開支援

- ・福島復興再生特別計画に基づく特区制度の導入
- ・特区制度に基づく税制優遇、補助金等の重点措置による事業再開支援
- ・医療体制充実のために、国立病院等の誘致を国に要請
- ・町内各種団体、法人との連携による事業再開支援

○町内における公共施設の復旧・行政サービスの提供

- ・町内における行政機能の強化(各種公共施設の再開)
- ・保育施設の再開 (ニーズを踏まえた上で)

> ⑤ ふるさとでの魅力ある教育環境の整備

町内における放射線量等の課題を踏まえた上で、帰町を希望する家庭の子どもたち、他の地域に住まい続ける子どもたちなど、不都合なことが多い環境の中で成長する子どもたちの未来が拓かれるよう、ハンデを克服する教育環境の提供が必要です。

○浪江町における新たな教育優遇制度の導入

- ・福島復興再生特別措置法に基づく特区制度による特別な教育環境の整備
- ・語学教育、専門教育、留学支援制度の強化
- ・大学・高校等の教育機関との連携強化
- ・災害対策、災害復興のカリキュラムを有する大学等の誘致
- ・教育環境の充実のため、国立の学校の誘致を国に要請

長期ビジョンにおける取組み(平成33年3月まで)

1)「すべての町民の暮らしの再建」にむけた取組み

【長期】

【本項目での大前提~当項目は中期までに達成を目標】

町外での暮らしの基盤づくりは、短期、少なくとも中期で実現していることが不可欠です。

本ビジョンにおいては中期までにおける実現を目標とし、長期ビジョンについてはその継続的な実施がなされることを第一としています。

1 すべての町民の生活の安定

発災当時の浪江町民が、全国のどこにいてもかつての暮らしと同水準の生活を取り戻す中で、ふるさとでの生活を選ぶ、他地域での生活を選ぶ等の選択の違いによって不利益が生じないようにすることが不可欠です。

また、他地域での生活を選択した町民と、浪江町との絆を保っていくことも必要です。

〇居住地に関わらない、安定した行政サービスの展開

- ・ 避難先での定住町民と帰町した町民との公平性に配慮した行政サービス の展開
- ・二重住民票(短期での実現を目標)による、他自治体での充実した行政 サービスの継続

〇生涯にわたる町民と浪江町との絆の維持

- ・町の現状を伝えるために広報誌などによる情報発信
- ・ふるさとに集まる機会の創出

【長期】

> ① 高度な医療・福祉環境の整備

放射線不安を解消するため、医療体制を万全にするとともに、子どもから老人まで安心して住むことができる環境を構築することが必要です。

○放射線不安の解消と医療体制の充実

・国、県等と連携しがん治療等を専門とする高度先進医療機関や放射線医療等の研究機関を誘致

〇福祉サービスの充実

- ・認定こども園を始めとした保育施設の充実
- ・行政の全面的な誘導策、支援策に基づく介護施設や障がい者施設の充実
- ・老人や障がい者の方々が安心して地域で過ごせるよう、**医療機関と連携** した訪問看護システムの確立
- ・公的サービスだけではカバーできない地域の困りごとを解決するための コミュニティビジネスの起業支援やNPO法人の設立支援の実施

② 教育支援の強化と高度な教育環境の整備

この災害を乗り越え、浪江で生まれ育ったことに誇りを持ち、社会に貢献できるような豊かな心を育むためには、長期的な視点に立った教育支援と教育環境の充実が必要です。

○浪江町における新たな教育優遇制度に基づく教育環境の充実

- ・福島復興再生特別措置法に基づく特区制度による特別な教育環境の充実
- ・福島再生特区の活用による通常特区制度を超える教育環境の整備
- ・語学教育、専門教育、留学支援制度の強化
- 大学・高校等の教育機関との連携強化
- 災害対策、災害復興に関連する大学等の誘致

〇豊かな心を育む教育の充実

生涯学習や課外活動等、学校教育だけにとどまらない教育を実現

③ 新たな雇用・観光の場の創出

震災を乗り越え復興を遂げたふるさとを実現するためには、地域経済を支える 雇用を充実させるとともに、観光による交流人口増加が不可欠です

〇地域を支える雇用の実現

- 税制優遇制度を活用した企業誘致の継続実施
- ・短期において検討を開始した新たな産業の集積化
- ・再生エネルギー関連企業の誘致(自然エネルギー産業の集積による利益 等が地域全体に還元される仕組みづくりも実施)
- ・<u>浪江町における</u>の専門的な学習経験を活かした雇用の場として、高度先 進医療・研究機関、災害研究施設等を誘致

○観光交流による地域振興

- ・ 既存の観光施設の復旧
- ・震災を風化させないための施設を観光資源として活用

④ 町全域における除染活動の実施

ふるさとを次世代に引き継いでいくためには、若い世代が安心できる水準 (=震災以前の水準)での放射線量の低減を図っていく必要があります。

〇森林除染の継続的実施

- ・広大な面積、急峻な斜面を有する森林についても本格的除染を継続実施
- ・治山の観点に基づく計画的な伐採、除染、再植林の展開
- ・除染後の区域における、伐採適齢期を目途とした再伐採・再除染の実施 ※本ビジョンでの対象期間以後も継続実施

〇線量のさらなる低減化と除染範囲のさらなる拡大

- ・町内でも継続的かつ詳細な放射線モニタリングの実施
- ・放射線量の測定に基づく、継続的な再除染の実施
- ・高線量地域の大幅な低減、低線量地区はさらなる低線量化の実施。
- ・河川や水路についても継続的な対策を実施

> ⑤ 行政サービスの完全復旧と新たなまちづくりの推

町民との対話を大切にしながら震災を克服したことを踏まえ、町民ニーズを 第一に考えたまちづくりを行っていくことが必要です。

○行政サービスの再生・新たなまちづくりの推進

- ・まちづくり計画に基づき町内の主要施設の復旧を完了
- ・担い手を確保、育成し、震災以前の行政サービスを回復
- ・広聴、参画機会を充実させ、町民の望む町づくり体制を実現

> ⑥災害対策研究施設の誘致・建設と、他地域への貢献

全世界の人々の協力により、かつてない災害から復興を果たした町として、災害の経験や教訓を活かし、災害を二度と繰り返させないことが必要です。

○災害対策研究都市としてのまちづくりの実施

- ・国県と連携し、災害対策研究施設の誘致、建設を進め、災害対応の先進 地域として、様々な災害対策研究を実施
- ・災害の記憶と経験を継承し、後世に伝えていく施設や教育等を充実
- ・今災害で犠牲となった方々御霊に哀悼の誠を捧げ続け、後世に語り継い でいくための慰霊、鎮魂の施設を整備
- ・震災を乗り越えた経験を活かした、他地域の災害に対しての積極的な支援の実施

しょうらい 将 来のなみえを担う子どもたちへ

変然の災害によって、みなさんは、友達にお別れも言えず、浪江町を離れることになりました。

みなさんが答えてくれたアンケートを見せていただいて、一人ひとりの憩いに、ようやくふれることができました。質を傾けるのが、こんなにも遅くなってしまい申し訳ありませんでした。きっとつらく苦しかったことでしょう。

アンケートの中には、菌っていること、不安なこと、嬉しかったこと、態しかったこと、 が切にしていること、 思いやり、やさしさ、たくましさなど、いろいろな願いや憩いがつまっていました。 みなさんが、これまでの生活の中で、さまざまな憩いを抱きながら、けんめいに髪んできたことが本当によく分かりました。

そして、一番のおどろきは、みなさんが大人たち以上に「なみえが大好き」「なみえを大切に想っている」ことです。 私 たち大人もみなさんと同じようになみえでの思い出がたくさんあります。 今回の災害を通じて、だれもがふるさとの大切さを 心 から実感しています。

かつて、江戸時代に渡江町では飢きんによって多くの人の冷が失われ、売の賑やかさを取り戻すことは難しいと思われた時代がありました。そのような中でも人々の知恵や努力によって、みなさんの冷かとふるさとは受け継がれてきました。

この苦難の中では、はじめから決まった未来などなく、自分たちが望み、信じる将来を つかみ取るために、今、何をすべきなのかが問われているのだと思います。

みなさんが今後どこに住むとしても、一人ひとりが幸せに暮らせるように。

そして、みなさんが大切に思っているふるさとを、時間がかかったとしても、しっかりと取り戻せるように。

なみえっ子のみなさん、いつまでも なみえ を大好きでいてください。

なみえに生まれて良かった、みなさんが心からそう思える日がいつか来ることを願い、 私たちは朝日に踏み出していきます。